

青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会 第16回会合議事録

日 時：平成 24 年 1 月 28 日（月）13:29～15:19

場 所：内閣府（4号館）共用第3特別会議室

出席委員：藤原座長代理、植山委員、尾花委員、国分委員、奥山委員、高橋委員、別所委員、半田委員（代理：設楽氏）

（参考人）：米田謙三（羽衣学園高等学校 教諭）、山下美咲（羽衣学園高等学校）、佐々日向子（鎌倉女学院高等学校）

（内閣府）：杵淵審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

内閣官房 IT 担当室参事官補佐、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課課長補佐、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室補佐官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第2次）策定後の具体的な施策の取組状況に係る定量的な検証について
- （2）「平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果について（速報）
- （3）「保護者に対する普及啓発支援」検討会議の検討結果について
- （4）青少年からの意見聴取
 - ① 「高校生熟議 2012」最終報告
 - ② 自由討論
- （5）その他

3. 閉会

4. 議事内容

○藤原座長代理 それでは、定刻になりましたので、第16回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、清水座長が海外出張中で御不在でありますので、私、藤原が座長代理として代行いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、委員の出欠状況等について事務局から報告をお願いいたします。

○山本参事官 御報告いたします。

本日は、清水座長、五十嵐委員、曾我委員及び清原委員が御欠席でございます。

半田委員の代理で設楽様に御出席をいただいております。

また、本日は、議題4「青少年からの意見聴取」の件で参考人を3名、この検討会の場にお呼びをしております。

大阪府から羽衣学園高等学校教諭、米田謙三様。

同学園、山下美咲様。

神奈川県から鎌倉女学院高等学校、佐々日向子様。

以上でございます。

○藤原座長代理 参考人の3名の皆様、後ほどの発表を楽しみにしております。よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○山本参事官 配付資料でございますが、まず、議事次第がございます。

2枚目に配付資料一覧がございますので、御参照ください。

資料は、1～4まででございます。

資料1が、基本計画の項目施策概要一覧をまとめたもの。

資料2-1が、平成24年度の実態調査の速報版。

資料2-2及び2-3が、それぞれ実態調査票。

資料3-1が、保護者に対する検討会議の報告書。

資料3-2が、保護者向けのリーフレット。

資料4-1が、「高校生熟議」の取組をまとめたもの。

資料4-2が、最終報告の中身でございます。

あわせて、参考資料1としまして、第2次基本計画をおつけしてございます。

不足などがございましたら、事務局までお申しつけください。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方に御確認をいただいた上で、座長にお諮りをした後、公開をさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本参事官 それでは、そのようにさせていただきます。

以上でございます。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

では、早速、議事に移らせていただきます。

まず、議題1「『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画』(第2次)策定後の具体的な施策の取組状況に係る定量的な検証について」でございます。

それではまず、事務局から説明をお願いいたします。

○山本参事官 定量的な検証について御説明をいたします。

資料1、定量的な検証につきましては、第2次基本計画の中で具体的な施策の取組状況についてできる限り、定量的な検証を行いつつ、フォローアップを実施するとされたことを受けまして、個々の施策について指標を策定しようとするものでございます。

資料1は、前回の検討会においていただきました御意見を受けて修正したものでございます。

修正箇所は、新たに指標を置いたところが1カ所、指標を変更したところが16カ所でございますが、内容的には4点でございますので、その4点について御説明をいたします。

まず1つは、情報モラル教育に関する教員の指導力についてでございます。

1ページの1の(2)情報モラル等の指導力の向上の部分でございます。

ここでは、前回の検討会におきまして清水座長から現在、4段階で行われておりますICT活用指導力を指標とすることはできないかという御意見があったことから、今回、「教員のICT活用指導力」というものを新たに設けたところでございます。

2つ目は、サイトに対するアクセス数についてでございます。

2ページの(3)学校からの啓発活動の推進の(a)でございます。

ここでは、前回、別所委員からアクセスの状況を詳しく分析できるようにすべきと御意見があったことから、今回は、前回の「アクセス数」に変えまして、「アクセス数など利用状況がわかるもの」ということで変更をしております。

3つ目は、リーフレットの作成に関するものでございます。

同じく(b)でございます。

ここでは、前回、高橋委員、尾花委員からリーフレットの作成ではなくて、配布にすべき。また、ウェブで配布している場合には、ダウンロード数を設定すべきという御意見がありましたことから、前回の「リーフレット作成数」に変えまして、今回は「リーフレット配布数、配布先及びホームページ上からのダウンロード数」ということで変更しております。

4つ目は、サイバー防犯ボランティアの活動に関するものでございます。

5ページの(3)サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進でございます。

ここでは、別所委員から活動員数は設定できないかという御意見がございましたことから、前回のものに加え、「活動員数」を追記しております。

なお、以上の内容につきましては、この施策内の他の部分についても同趣旨の変更をしているところでございます。

定量的な検証については以上です。

○藤原座長代理 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言を願います。

いかがでしょうか。

別所委員、特に何かございますか。

○別所委員 この書きぶりのところは、多分詳しく書けなかったので、「アクセス数などの利用状

況がわかるもの」と2ページ目の例えば一番上ですけれども、そうしていただいていると認識しておりますが、具体的には、実際に作成するページの中ですることができるものはいろいろとっていただきたいと思っていますし、そのためには、例えばログのはき出しとか、必要な設定があると思いますので、そちらを遺漏なきようにやっていただいで、少なくともページビューとか、ユニークユーザー数というものについては、日次でとれるようにしておいていただければと思っています。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

恐らく運用の段階で今のような点にも御配慮いただけるものだと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

御意見、御質問、ほかには特によろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議題2『平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査』の結果について（速報）」でございます。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○山本参事官 実態調査の結果、速報版について御説明をいたします。

資料2-1、1ページ、調査概要でございますけれども、調査の実施方法につきましては、前回と大きな変更はございません。満10歳から17歳までの青少年3,000人、その保護者3,000人を対象としてございます。

調査期間は、昨年11月1日から11日まで、青少年、保護者それぞれ62%あるいは63%程度の回収をいただいでございます。

調査の実施に当たりましては、藤原座長代理を委員長とします企画分析会議におきまして調査の内容や分析の方法について御意見をいただいたところでございます。

2ページ、青少年の携帯電話の所有状況でございます。

スマートフォンの占める割合が大きく増加しております。小学校では7.6%、中学生では25.3%、高校生では55.9%を占めておりまして、スマートフォンを念頭に置いた対策が不可欠となっているところでございます。

なお、学年別の細かい数字を見ますと、高校1年生が64.2%ということで一番高くなっておりまして、続いて高校3年、高校2年、中学生は3年、2年、1年と順に高くなっているところでございます。

3ページから5ページにかけて、青少年のインターネット利用状況を分析したものでございます。

3ページ、携帯電話によるインターネット利用についてでございます。

引き続き、利用が常態化しているところでありますけれども、今回は利用内容について詳しく調査いたしました。その結果、小学生ではメールとゲーム、中学生、高校生ではメールと調べものがそれぞれ上位に来ているところでございます。

4ページ、携帯電話によるインターネット利用の時間について調べたものでございます。

利用時間が長くなっております。2時間以上利用している者の割合は35%ということで、前回に比べて11ポイント上昇してございます。また、平均時間についても、97分ということで、前回に比

べて16分長くなっているところがございます。

5 ページ、パソコンによるインターネット利用についてでございます。

パソコンについても利用が常態化しておりますけれども、内容については携帯電話と若干異なりまして、小学生では調べものとゲーム、中学生、高校生では調べものと音楽や動画等の閲覧が上位に来ているところがございます。

6 ページと7 ページは携帯電話におけますフィルタリングの利用について分析したものでございます。

6 ページ、全体の状況でございます。

高校生において54.4%ということで、前回に比べて若干上昇しておりますけれども、全体的には伸び悩んでいる状況がうかがえるところがございます。

7 ページ、左のグラフは購入時期別の状況でございます。

平成22年度を頂点としまして、平成23年度、平成24年度と低くなっている状況がうかがえるところがございます。前回の調査におきましては、平成23年度が22年度よりも高くなっておりましたが、今回は逆に23年度が低くなっております。これは前回調査、平成23年6月でありましたけれども、それ以降、スマートフォンが急速に普及したことも要因となっているのではないかと見られるところがございます。

なお、携帯電話の種類別にフィルタリングの利用状況を見てみますと、機能限定携帯電話が78.8%、一般の携帯電話が67.2%であるのに対しまして、スマートフォンが49.5%ということで低くなっているところがございます。

8 ページから10ページにかけては、青少年の実態と保護者の認識ギャップを分析しているものでございます。

8 ページ、青少年のインターネット上のトラブルなどの経験について尋ねたものでございます。

高校生において、青少年の実態と保護者の認識にギャップが見られるところがございます。

9 ページ、携帯電話の使い方に関する家庭のルールについてのものがございます。

ここでは、いずれの学校種においても大きなギャップが見られるところがございます。

10ページ、スマートフォンの無線LAN回線の利用について尋ねたものでございます。

中学生、高校生において保護者の回答が青少年の回答を下回っておりまして、認識のギャップが見られるところがございます。

なお、本件は速報版でございますけれども、引き続き、内容の分析を行いまして、3月を目途に報告書としてとりまとめることとしてございます。

本件調査票を資料2-2、2-3に添付してございますので、あわせて御参照いただければと思います。

以上でございます。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

今回は、速報のほかにも政府統計となっております、資料2-2、2-3で具体的な調査票も参考

資料としてお手元に置いていただいたのですけれども、調査結果を含めまして、何かございますでしょうか。

いかがでしょうか。

それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今回の調査は非常にわかりやすい調査で、私どもが今まで調べてきた調査とほぼ一致するような点が多いのですが、親子の間で、親はいろいろなルールづくりをつくったという意識があるけれども、実際、子供としては全く意識がない。これはそっくりそのままの状況だと思います。

また、高校生あたりになるといろいろなトラブルが起きたときに親に相談に行く前に、まず、友達だとか周囲の人と相談しているという関係で、小学生、中学生はほぼ保護者が把握している状況ですけれども、高校生では把握していない保護者が多いというのは、これも実態なのだろうなど。

ですから、できるだけ高校生の場合には、以前この会議でも言いましたけれども、親との会話が少なくなってくる関係上、できましたら、学校現場等でネット関係のある程度わかるような先生が困ったときの相談の駆け込み寺でも結構ですから、そういった先生がいらっしゃると、いろいろなトラブルも解決できるのかなと思っております。

1つ気になっているのが、私どもも実態調査をしたときに、スマートフォンが昨年で7割、8割行くのかなと思ったら意外と行っていないというのはこの調査と全く一緒ですけれども、高校に入学したときに買ってもらった、中学に入ったときに買ってもらったという現象で、今、持っている機種はそのままある程度、一定の利用期間を過ぎないと値段が下がらない点もあるのでしょうか、そういった点で、高校生が50%ちょっとぐらいでとまってくれたのはありがたいのですが、ただ、ここの場で一番初めに問題になっている子供たちが安全に安心してインターネットを使えるようなという法律ができたにもかかわらず、やはりある一部のメーカーで年齢認証が4歳などというところが出ている。こういうものに関して、ある一部の省庁が認識しているだけではなくて、全ての省庁で認識して、これはあくまでも日本では、こういったルールをつくったわけなので、日本で販売するのであれば、そういったルールに対してどういった考えを持っているかということも少し皆さん方のほうで突き詰めて、また指導していただければと思います。

そうでなければ、今、小学校とはまだうまく話ができているのですけれども、保護者サイドで学校に行っている間は、フィルタリングがかからないようなメーカーに関しては、別に高校を卒業してから買ってもらってもいいのではないのと。高校にいるときはある程度使用制限をかけようかという声も実は挙がっているというのも、前の会議でお話しましたとおりなので、そういった現状を各省庁が認識して、適切な指導等を行っていただければ、せっかくこの会で決まって、新しい法律を4年、5年前からつくっているのですが、実質的に効果が上がるような形にいただければありがたいかなと思っています。

以上です。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

ただいまのギャップの点については、私は、個人的には後で生の声を伺える機会があるのを楽しみにしているのですけれども、ほかに特にございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、この程度にさせていただきます、議題3「『保護者に対する普及啓発支援』検討会議の検討結果について」でございます。

これも事務局から説明をお願いいたします。

○山本参事官 「保護者に対する普及啓発支援」検討会議の検討結果について御説明を申し上げます。

資料3-1と3-2をごらんいただきたいと思います。

今回の検討会議でございますけれども、第2次基本計画におきまして「保護者に対する有効な普及啓発支援の検討」といった項目が新たに設けられましたことから、有識者による検討を行っていただきまして、関係機関、団体において当面、取り組むべき課題や方向性について御検討いただいたものでございます。

具体的には、提言報告書となっておりますけれども、提言の部分とリーフレットについて御検討いただきました。

リーフレットは提言の内容を踏まえまして、具体的に啓発資料のサンプルとして作成をしたものでございます。また、逆に提言の部分はリーフレットに記載された内容を詳しく知りたいときに参照いただくといったことを予定してございます。

まず、提言につきまして主な内容を御説明させていただきます。

検討会議の構成でございますけれども、資料3-1の26ページ、委員につきましては、記載の3名でございます。このうち、井島委員、坂元委員には、「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」におきまして、昨年3月に保護者向け教育啓発のあり方という報告書をまとめられたところでございます。藤川委員長におかれましては、安心ネットづくり促進協議会のスマートフォン作業部会におきまして、同じく昨年6月にスマートフォンに関する報告書を取りまとめられております。今回は、それぞれの研究成果を踏まえまして御提言をいただいたものでございます。

提言の構成でございますが、2ページの目次、提言の構成は第1から第4までということで、4つのパートに分かれております。

第1は、保護者に対する普及啓発支援の意義及び現状と課題としまして、現状と課題を整理した上で、効果的に保護者に対する普及啓発に取り組んでいく上で必要となる大きな方向性について指摘をしてございます。

第2は、論点と方向性としまして、実施者、対象者などの各論点について網羅的に検討を加えてございます。

第3は、特に留意すべき課題としまして、昨今のスマートフォンの普及を受けた対応、ペアレンタルコントロールの内容の2点について特に記載をしてございます。

第4としまして、実現のための措置ということで、目標の設定あるいは体制の構築・強化などの各課題にどのように取り組めばいいかといったことを検討してございます。

きょうは時間も限られておりますので、特に提言において強調されたポイントに絞って御説明を申し上げます。

まず、今後の大きな方向性でありますけれども、4ページ、2の真ん中「しかしながら」以下に

まとめられてございます。

青少年が適切にインターネットを利用するためには、保護者の役割は極めて大きいものがある一方で、普及啓発は必ずしも十分でないこと。地域における取組には温度差があること。さらに、新たなインターネット機器・サービスが普及していることにかんがみまして、今後の方向性として、次の3点に留意すべきだといったことを指摘してございます。

1つは、普及啓発の内容について、最新のインターネット環境を反映するとともに、インターネット利用の問題を保護者が確実に理解してもらうものとする。

2つは、必要な情報ができる限り多くの保護者に届くための工夫を凝らすこと。

3つは、地域における相談や調査を含めて、地域における活動が重要になることから、地域の取組を中核としつつ、国や関係団体がこうした動きをしっかりと支援することということを指摘しているところでございます。

それぞれの具体的な内容について御説明をいたします。

1つ目の普及啓発の内容につきましては、6ページ、3、啓発内容の(1)啓発内容の基本方針にその中身が盛り込まれてございます。

啓発内容を常に最新にするとともに、保護者の理解を助け、具体的な取組が実施できることを基本方針とするということで指摘をしてございます。

その上で、3段落目の中ほどからでありますけれども、青少年に対して中長期的に有効な管理・指導を行うためには、単にフィルタリングを利用するといった対策の方法論だけでなく、なぜそのような対策が必要なのかというインターネット上のさまざまなコンテンツの特性に関する理解が必要となってくるということを述べております。

具体的にはということで、「例えば」以下でありますけれども、コミュニティサイトについては、加入者がミニメールのやりとりを行うことによって、異性と知り合うきっかけとなり得ること、あるいはゲームサイトであっても同様の機能があること、無料ゲームについても、アイテムを得る場合に課金される方式があるために、利用の全てが無料となるわけでないこと、具体的にはこういった内容も十分に保護者が理解をする必要があることを述べてございます。

さらに下の「加えて」の部分でありますけれども、インターネット上の情報には、なりすましなどのものも含まれるために、必ずしも正しいものばかりではないことから、青少年が情報をうのみにせず、よく考えて利用できるようにすべきだといったことを指摘してございます。

内容面で最新のものにすることに関連しましては、10ページ、こちらからスマートフォン対策を今回は詳しく取り上げてございます。

第3の1、スマートフォンの普及についてとしまして、スマートフォンの特徴として、まず、関連する事業者が国内外の多岐にわたること、無線LAN回線に接続できること、多種多様なアプリケーションが使える点で、従来型の携帯電話と大きく異なり、小さなパソコンと言われるほど、高い機能を持っていることを指摘しています。

その上で、以下で各問題点ごとに留意すべき事項を述べてございます。

具体的には、③多種多様なアプリケーションが使える点に関しまして、スマートフォンはパソコ

ンに近い機能を有するために、ウイルス対策ソフトを利用することが望ましいこと、あるいは個人情報情報を無断で流用するような悪意あるアプリケーションもあることから、配信元を確認すること、アプリケーションのダウンロードには同意が必要であり、青少年に対して消費者教育を行うことも必要になっていることなどを指摘してございます。

大きな方向性の2点目、必要な情報が保護者に届くための工夫につきましては、5ページ、2の対象者の分析の中におきまして、今回は普及啓発の対象となる保護者について、3つの層に分類することができるとした上で、それぞれの層ごとに異なる対応が必要であることを提言してございます。

具体的には、第一層は、青少年のインターネット利用に関して知識が豊富で、関心が高い層でございますが、こういう層の方々は集合型講習会へも参加をしてくださるということでありまして、最新のサービスや技術の周知を中心に実施し、地域のリーダー役となるよう、リーダー養成カリキュラムを取り入れることを提言してございます。

第二層でございますが、これは青少年のインターネット利用に関心はあるが、集合型講習会には参加をしない層といったことであります。ここでは、講習には参加しないもののリーフレットなどは読んでくださるということでありますので、携帯電話販売店での店頭説明あるいはウェブでの啓発コンテンツの提供など、対象者が利用しやすい形で必要な情報を提供することを提言してございます。

第三層であります。ここは青少年のインターネット利用に関心が低い層でございます。この層はリーフレットを手にしても読んでいただけないことから、具体的な方法としては、学校において情報モラル教育を学ぶ授業の宿題として家庭のルールづくりを取り上げたり、あるいは保護者への一斉メールや学校行事で周知を行ったりするなどして、学校と連携した啓発を検討すること。もう一つは、実際にトラブルに遭った際に気軽に相談できる窓口を用意することが必要だといったことを具体的に提言してございます。

大きな方向性の3つ目、実施体制については、その上の実施者の部分でございます。

基本的には、地方公共団体が普及啓発の中核となって、関係機関・団体の専門性を生かして委託しつつ、調整役になっていくことが最も望ましいことを指摘してございます。

3段落目でございますが、地域によってもインターネットの利用環境が異なるということで、実際に活動を行うのは市町村単位が望ましいとした上で、そうした実務を担う市町村単位の活動を支援する形で都道府県単位でコンソーシアムを形成して、連携を図っていくことが効率であると述べてございます。そうした都道府県単位のコンソーシアムが連携をしまして、全国規模で青少年のインターネット利用環境整備に取り組むよう、国民的運動を展開することが期待されることとしてございます。

なお、本日の議題ともなっております高校生からの意見聴取に関しましては、8ページ、ここでは啓発手段としての集合型講習会について述べておりまして、どうしても受け身になりやすいために工夫が必要だといった中で、4段落目「また」以下、真ん中のところでありまして、民間団体の主催により高校生がインターネット機器の活用について議論し、その成果を発表するような

取組も行われているが、青少年自身が自分たちの取組や周囲の大人に望むことなどを発表することも効果的であると述べております。

なお、ここの部分は今回の委員の中で、藤川委員長から特に御指摘があったものでございます。

提言の内容については以上でございまして、次に、リーフレットについて御説明をさせていただきます。

提言については、有識者検討会からの御意見ということではありますが、リーフレットにつきましては、関係省庁の連名で作成いたしましたして、3月の進級・進学時の広報対策に役立てていただこうとするものでございます。

今回の特徴としましては、スマートフォンの対応を始めとした必要な情報量を盛り込む観点から、A3の2つ折りという大きなものにしましたこと、保護者に読んでいただけるように、内容面において保護者に呼びかける形式としたこととでございます。

内容面を簡単に御説明いたします。

まず、1ページ、ここでは「保護者の理解と見守りがお子様と守ります」としまして、インターネットをめぐる現状についてお伝えをしております。

問題点としましては、2段落目でありますけれども、暴力的な表現やアダルト画像などに触れる可能性があること。コミュニティサイトの利用などにより、事件・事故に巻き込まれるおそれがあること。ここではさらに加えて、むしろ加害者側になる可能性を指摘してございます。いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側にもなるといったことで、保護者にこの問題に関心を持っていただくということを考えてございます。

下のほうは、「お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？」としまして、認識ギャップがあることを指摘し、そして、お子様の利用状況を確認していただくことを内容としてございます。

2ページ、ここから5点について保護者の方々に対する具体的なアドバイスを記載してございます。

まず、1つ目は、「お子様にどのような機器が必要か良く検討しましょう」としまして、インターネット機器をお子様にする段階で必要性を十分に検討することを助言してございます。

2つ目は、「お子様の発達段階に応じてインターネットを利用させましょう」としまして、情報モラルの習得に応じてフィルタリングの設定を見直して、利用する範囲を広げるといったことを助言してございます。

3つ目は、「お子様に渡す前に有害情報対策の設定を行いましょう」といったことで、まず、携帯電話にはフィルタリングを利用すること。スマートフォンについては、アプリケーションの導入時あるいは無線LANの利用時に注意することなどを盛り込んでございます。

また、下のほうでは、「ゲーム機等はペアレンタルコントロール機能を使いましょう」といったことで、つけ加えてございます。

なお、先般、GREEのソーシャルゲームにおいて未成年者に超過課金をしていたことが明らかになったことから、このリーフレットにおきましても、この部分において、課金制限についてもペアレンタルコントロールの1つとして触れることとしまして、注意喚起をしてまいりたいと考えており

ます。

4 ページ、ここは「ご家庭のルールを作りましょう」といったことで、ルールづくりのポイントをお示ししますとともに、「お子様と一緒に作りましょう」といった欄を設けまして、ここに実際につくったルールを書き込んでいただくことを想定してございます。

第5 としまして、「小さなことでも気軽に相談しましょう」ということで、主な相談窓口を記載しますとともに、携帯電話の購入時に事業者の相談窓口を確認することを助言してございます。

なお、ここでは相談窓口として全国的なところを記載してございますけれども、各地方公共団体において身近な窓口を別途周知いただけるように、別途の様式をあわせてお示しすることを考えております。

なお、このリーフレットにつきましては、今後、民間事業者に委託をした上で、内閣府のホームページに掲載しまして、これをダウンロードしていただくことによって活用していただくことを予定してございます。

保護者啓発については以上でございます。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、御自由に御発言願います。どうぞ。

○尾花委員 尾花でございます。

山本参事官に1つお伺いしたいのですが、これはこの内容で最終確定ですか。

○山本参事官 今回、この検討会にお示しして、その御意見を受けて発注しようと思っておりますので、まだ表現ぶりなどは修正いたします。

○尾花委員 Wi-Fiと確定してしまうと、無線LAN全体を指さないことになってしまうので、そういう表現も気になるのと、あと、今回の報告書の例えば11ページの中にありましたように、昨年末からちょっと話題にさせていただいておりますが、②の3行目の中ほど「アプリケーションや、スマートフォンの標準ブラウザ以外のブラウザによってインターネット接続する場合には、従来のフィルタリングではカバーされない場合がある」とありますが、スマートフォンの標準ブラウザ以外で接続する場合は、ほとんどカバーされない。場合があるよりも、カバーされないわけです。

要するにアプリケーションによってインターネットを使った場合、従来の携帯電話会社が提供しているフィルタリングサービスも、フィルタリングアプリも手が出せないアプリケーション接続というものがあるということが、実はまだまだ明解に語られていない。せっかくここまで落とし込んでいただいているのに、この②の文章だと、フィルタリングアプリを導入すれば、アプリによる接続もフィルタリング解決されるような印象をどうしても受けてしまうのです。

今、現状をお話しますと、保護者がわかっているいらないよりも前に、キャリアさん、販売店さんの店頭に行って、通常の電話会社経由、3G回線のフィルタリングと、無線などを使ったときのフィルタリングと、アプリを使って直接アクセスするときかけられるフィルタリングという3つのお話をするとう首を傾げられるというのが現状です。要するに店頭の店員もフィルタリングソフトによるフィルタリングまでは何とか把握したのだけれども、アプリによってインターネットに接続する

ときにどういうことが起き、それがフィルタリング対象からどうしても外れてしまうということをまだ認識されていない店頭の店員さんのほうが多いのが現状です。それが一番問題になっていて、保護者もわからないので、店頭で相談に行く。でも、店頭の店員もわからないので、うやむやになってしまうときに、こういうものが出たら、そこできちんと方向づけをしていただければ、全員が一緒に意識できると思うのです。

なので、そこが足並みそろわないとか、例えばAndroidにだけしか今、対策ができていなくて、どうしてもiPhone対策ができていないとかという現状を踏まえてしっかり提示していくことができなければ、対応策として皆さんが路頭に迷ってしまうのではないかと考えておきまして、そこはお茶を濁すとか、言葉を濁すとか、足並みがそろうまでちょっと待っているでは大変遅いのが現状です。

実際には、きょうも高校生が見えていますけれども、高校生の中には、塾によっては、スマートフォンを購入して、スマートフォン用の単語アプリや数式アプリがあるから、それを課題のところまでやるようにと塾のほうから言われている。そういう受験体制を取っていらっしゃるところがあると実際に見聞きしておりますので、それをかんがみると、やはり私たちが遠慮して言葉を投げかけてはいけないなという気がしますので、そのあたりももう少し深く、私たち検討委員もぜひ協力させていただきたいと思っておりますので、そのところが提示できるように多少変更できればと考えております。

以上です。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

ただ、今の御意見は、提言に対する御意見の部分は、既に1月に提言としてなされているという了解でよろしいのですね。

○山本参事官 基本的には、提言としていただいたものを今回、御報告させていただいたということです。

○藤原座長代理 そうですね。ですから、提言の文言自体はこのままであるということですね。ただ、尾花委員のおっしゃるのは、それをリーフレットに落とすときに今のような御指摘も反映させるという御意見だと。動いている分野でありますので、事業者等の対応にも限界もあろうかと思えますけれども、今の御意見等も参考にして、できるところは反映させるという方向でいかがでしょうか。

○山本参事官 これから事業者に一たんつくってもらいまして、中身を固めてまいりますので、その中で十分参考とさせていただきたいと思えます。

○藤原座長代理 どうもありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにも御意見があろうかとは思いますが、本日のメインイベントは別にございますので、先を急ぎたいと思えます。

それでは、議題4「青少年からの意見聴取」に移ります。

「高校生熟議 2012」の最終報告として青少年からの報告を行っていただきまして、次に、自由討論として、青少年と本日の参加委員、場合によってはオブザーバーの方々から御意見をいただいてもいいと思っておるのですけれども、委員との自由討論を行いたいと思います。

私は、以前からこの会議で、我々が議論している問題についてはルールを適用される若い方々の意見を聞かないと本当はわからないのではないかということを示している立場でもありますので、この企画には大変感謝しております。そういう意味で、この場をかりまして、企画の実現に御協力いただいている関係者の御努力、御助力に御礼申し上げます。

そこで、まず、議論に入る前に本検討会に対しまして、傍聴者から高校生による最終報告について写真撮影の許可を申請されております。本検討会では、原則、傍聴者の撮影、録音は禁止されておりますけれども、この事案につきましては、高校生お2人の活動の一環としてその記録を残す意味で許可したいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原座長代理 どうもありがとうございます。

それでは、議題4にかかる議事については、写真撮影を許可することといたします。

なお、撮影に際しましては、議事の邪魔にならないような御配慮をお願いいたします。

それでは、議事に戻りますけれども、「『高校生熟議 2012』最終報告」については、まず、御引率された米田先生から「高校生熟議 2012」の開催概要を御説明いただいた上で、その代表者である山下さん、佐々さんの高校生お2人の最終報告を行っていただきます。

その際、高校生のお2人には、時間等の指定があるかと思いますが、少々延長は構いませんので、どうぞ思うところをゆっくりお話していただければと思います。

それでは、羽衣学園高等学校、米田教諭に御説明をまず、お願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○米田先生 失礼いたします。

まず、先立ちまして、今回、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会（第16回）」にこういう時間をつくっていただきまして、本当に感謝申し上げます。

本日は、私以外に本研究会と申しますか、主催共催が資料4-1の左上にございますように、大阪私学教育情報化研究会の会長兼本校の校長であります馬場、安心ネットづくり促進協議会さん、EMAさんのほうからも今日は後ろのほうでスタンバイをしてくれています。あとは、生徒のほうは、私の学校の山下、鎌倉女学院高等学校さんからは、引率の佐藤先生と佐々さんということで今日は参加させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速ですけれども、資料4-1「熟議」ということですが、これがどういったものなのかを簡単にざっと御説明させていただいてから生徒たちの発表とさせていただきますと思います。

(PP)

資料4-1、2ページ目「高校生『熟議』の教育的な目的」ということですが、先ほどちょっとお話をさせてもらいましたように、大阪に私学教育情報化研究会という研究会がございます。

この情報化研究会の「情報化」の「化」は、科目の「科」ではなくて「化ける」ということで、

まさに教育の情報化というところがうたわれ始めたころに、本研究会はもともと工学研究会という名前をつけていたのですけれども、情報化研究会と名前を変えまして、まさに今、学校現場でも求められていますICT化とか、それを含めた校務であったり、学校教育における効果的な情報化を目指した研究会で、割と私学の中でも異質などといいますか、目立っております、全国的にも非常に注目をいただいております。

情報化ということにしております関係上、私も主の科目は英語ですけれども、理科の教員であったり、国語の教員であったり、まさに情報化ということで、多くの科目から成り立っている研究会です。

その研究会の会長が、本校の羽衣学園高校の校長が会長を務めておまして、大阪の府下私学108校が会員数になっておまして、定期的にいろいろな、これ以外にも、今、お話をさせてもらったようなICT化であるとか、校務のことであるとかということでやっておるプロジェクト、研究会です。

その中の1つに「ICTプロジェクト」という名前をつけておまして、このICTは、Information and Communication Technologyではございませんで、International and Communication Technologyという形で、InternationalなTechnologyということに変えまして、InformationをInternationalに変えて、今、内向きと言われている高校生たちがいかに国際化に向けて対応できるか。そこにITのリテラシーというようなことあたりも含めて、何か活性化できるようなということで、プロジェクトというベースで始めてきました。

平成15年から実施をしてきたわけですけれども、ずっとどちらかということ、プレゼンテーションということがキーワードになる前から、いかに自分たちの思いを伝えるかという、下のところにあります、段階的に「考え、まとめる、話す、見せる、伝える」ということを主眼に置いてまいりました。

いろいろなテーマで取り組んできたのですけれども、いろいろな関係とか御縁もいただきまして、平成23年度から文科省さんのほうで「熟議」という手法を教えていただきまして、その「熟議」ということをICTのプロジェクトの中に盛り込んでやっていこうという動きになりまして、文科省さんのほうにも御協力をいただきまして、「熟議」という手法の中で取り組んでいく。

その中でも、当時、平成23年のときに、毎年テーマを変えていったのですけれども、23年度で一番問題になっているといたしますか、話題に上がっていたテーマがケータイ・インターネットということでしたので、このケータイ・インターネットという身近なテーマということで、23年度から始めていこうということになりました。

(PP)

3ページ、きょうの会議でもありましたように、まさに小学校、中学校、高校でのケータイとインターネットの課題は本当に年々ふえてまいりまして、本校でもそれはもう間違いなくずっと課題の1つで、毎回のようにならぬところから、これはどうなのだろうとかという疑問が挙がってまいります。

特に幾つか項目で挙げてございますが、上のほうから、やはり高校生の本音が知りたいであると

か、フィルタリングの利用率は一体どうなのだろうというもの。

きょう御発表いただいていたように、インターネット利用環境実態調査は非常に役に立っておりまして、こういった実態も把握したり、あとは、このキーになりますけれども、自立した大人へという移行準備がまさに小・中・高という、高校生は特に次に大学生というところに出ていく部分ですので、そういったところでの、今日もあります青少年インターネット環境整備法であるとか、ただ、そのあたりの法律がどんなものであるかというのはなかなか学校現場の教員などはわからない部分もたくさんありますので、そういった課題。

年々変わっていきますソーシャルネットサービス、いわゆるSNSというところでいろいろな問題も出てきますし、EMAさんのほうにいろいろ御協力をいただいて、こういった資料を確認したり、先ほどもお話があったように、現場の高校生が一体どういうことを考えているかということがキーになってきますので、そのあたりをいかにこちらとしても情報を集めたり、検討していきたいかということ。

一番大事なのは、人間関係を大切にすることなので、インターネットということの機械というか、ツールというものを通知だけではなくて、まさにフェース・ツー・フェースの顔と顔が向き合った、そういった人間関係、もちろん人間関係の中には、そこに書かせていただいているのですけれども、高校生同士の友人関係にとどまらず、親子関係であるとか、教員と生徒という大人と子供の関係あるいは家族関係を結ぶコミュニケーションを促進していきたいということで考えたものであります。

(PP)

具体的にどういう形で進ませてもらったかといいますと、次の4ページをごらんください。

昨年度から始めさせていただいたのですけれども、先ほどお話ししてもらいましたように、文部科学省さんのほうで熟議という手法がございました。その熟議に2種類ございまして、1つは、リアル熟議というものと、もう一つは、ネット熟議というものがございます。

リアル熟議を年に3回、昨年度は、大阪の関西地区だけで実施しまして、このときは、大阪、兵庫、奈良、京都の学校に参加していただきまして、その呼びかけというのは、本研究会のホームページであったり、大阪府の研究会の幹事も仰せつかっておりますので、そのネットワークを通じて呼びかけまして、昨年度、2011年度に関しては、大阪、関西地区のみで3回実施をしたとなっております。

そのときのテーマは「ネットとケータイ」ということでしたので、ネットとケータイに関して高校生たちが自分たちで今、課題になっている問題からどういう形で、ネットとケータイに関して向き合っていたらいいかということを経験的にまとめまして、最後に、昨年場合は、総務省さんと文科省さんに直接代表生徒2人がお邪魔させていただいて、いろいろな提言というところまではおこがましいのですけれども、意見交換会をさせていただいたという話になっております。

2011年度の主な報告内容としましては、赤の枠の中に書いてございます内容あたりがネットとケータイに関しては出てまいったということですので。

(PP)

5 ページは、昨年度、今、お話をさせていただきました文部科学省様と総務省様に生徒 2 人がお邪魔させていただきまして、いろいろな意見交換をさせていただいた一部が載っておりますので、また後ほど時間がありましたらごらんいただければと思います。

きょうはこのあたりの時間も後であるということですので、高校生たちも一体何を聞かれるのだろうと、さっきも逆に心配をしておりましたが、何でもわかる範囲で、わからないところはわからないとなると思いますので、どうぞ、委員の先生方もいろいろな御質問をしていただければと思います。

(PP)

今年度になります、6 ページ、関西で行いました熟議がいろいろなところで反響を持っておりまして、生の高校生たちというのが本当にリアルな状況で、その高校生たちも、先ほどお話ししたように、今回、右側の赤枠が参加校ですけれども、この高校生たちも全然面識がなく、初めてその場で出会うという高校生たちです。

ことは関西圏だけではなくて、東京のほうでもやりたいという声がありまして、東京と関西、いわゆる東京、大阪という 2 カ所で実施をさせていただきました。東京、大阪ということもありましたので、特に東京のほうは今回初めてということもありましたので、ちょっと情報を流すタイミングが遅かったりということで、大阪に比べると若干参加数は少ないのですが、内容的には目指していたものといいますか、私たちが得たかったものが割とうまく進みまして、東京と大阪ということで、各 2 回ずつ。ただ、大阪のほうはもう一回だけ特別にある業者さんをお願いして、プレゼンテーションのことであったりとか、そういったことの手法も入れさせていただいて、大阪のほうは今年度は 3 回、東京のほうは 2 回ということで実施させていただきました。

今年度のテーマは一番上にございますように、問題になってきています、いろいろなところでテーマとして取り上げられますスマートフォンということで、「スマートフォン時代の情報モラルと利活用」を 1 番のテーマに置きまして、各回の熟議を進めてまいりました。

1 回目は「スマホって何？」ということで、先ほど委員の方からも御説明がありましたが、高校生の全てがスマホを持っているわけではございません。パーセンテージ的にいくと、学校によっても格差があったり、地域によっても格差がありまして、スマートフォン自身を持っていない高校生もこの熟議には参加しておりましたので、そういったところで、持っている生徒、持っていない生徒あたりからも意見を聞きながらというのが第 1 回目でした。

第 1 回目には、これも日本で恐らく初めてと言われたのですが、業者さん、大体のスマートフォン関係に関係する業者さんがほとんど参加していただきまして、実際にはほとんど全社さんから 15 分ずつぐらい各社の思いであるとか、つくっている、今やっている内容をざっとプレゼンをしていただきまして、それは教員側にもすごく刺激になったという形でありました。

第 2 回目は、第 1 回目を受けまして、「スマホ時代のネットの在り方・使い方」ということで、今後まさに自分たちがどういう形でネット、特にスマホと向かい合っていかなければならないかという話になったところです。

その間に、上から 4 つ目の項目になります、ネット熟議ということで、ここのネット熟議とい

うのは、リアル熟議に参加できるメンバーは、時間的なことでありますとか、場所的なことで限られていましたので、ネットの中で書き込める。ここに関しては登録を申し込まれたところにIDとパスワードをこちらで管理しまして、文部科学省さんの中にあるネット熟議のページを使わせていただいて、そこでテーマとして「ガラケー派、スマホ派？」というところから、ここには去年、大阪、関西地区で頑張ってくれていた代表生徒、去年、東京の高校生たちが別でやっていたのですけれども、高校生熟議がありまして、その東京のほうでやってくれていた大学生を2人ファシリテーターに置きまして、ネット上で意見を交換していたというのがネット熟議になります。

そのネット熟議の内容等を踏まえまして、最終、第2回ということの部分でまとめの会を開きました。東京、大阪でやりましたものですから、できたらどんな意見が出たかお互いにまとめたいということで、昨年12月に東京、大阪の代表メンバーを集めまして、そこで一度、いろいろやってきたことをまとめ直したという話になります。そこでまとめ直した案を今日、横にいます2人がそれぞれ東京地区、大阪地区の代表というところで2人出てきておりますので、この2人に関しましては、2012年度の会をずっと経験しておりますので、そのあたりもお含みいただきながら、また後で御意見等をいただけたらと思っております。

では、7ページに関しては後ほど説明させていただこうと思っておりますので、早速ですが、2人のほうがきょうはメインということですので、見ていただければと思います。

ちょうど今、後ろに用意しているのですけれども、模造紙という手法を使いまして、あえてネットの時代ですが、意見交換ということは、最初は初めてという出会いでもありますので、こういった形で、各回グループごとにワークショップみたいな形でつくって、生徒たちが意見交換をするときの手法もほとんどポストイットと模造紙という形で、発表形式もこれを前に持ってきて、グループで発表するという手法を例年ずっととっております。

遠いので見にくいと思いますが、また後で回る形になるかと思っております。

では、お2人、皆様、よろしく申し上げます。

○山下さん 改めまして、私、羽衣学園高等学校の山下美咲と申します。よろしくお願ひいたします。

○佐々さん 鎌倉女学院高等学校の佐々と申します。よろしくお願ひいたします。

○柴田先生 では、資料4-2をごらんいただきながら、これが実際に私たちが全く手を入れていないというのは変ですけれども、高校生たちが中心になって作り上げたプレゼンの資料になりますので、この資料に関して、では、2人からよろしくお願ひいたします。

○佐々さん まず、これは高校生たちが熟議を重ねてわかったこと、見つけたスマホの課題です。

まず、「スマホに対する知識不足」「サイバー犯罪の増加」「ネット依存になりやすい」「バッテリーの問題」「情報漏えい」「人と直接話さなくなる」「ゲームでの課金」「ネットの情報に頼りすぎる」などが挙げられました。

○山下さん こちらの写真を見ていただきたいのですが、これは私たちが今まで熟議で話し合ってきた中で、ケータイをずっと触っているということが問題点としてすごく多く挙がってきていまして、それを踏まえて考えてみますと、たばこをたくさん吸う人のことを「Heavy Smoker」

といいますよね。でも、私たちが考えるのは、スマホをたくさん触っている人は「Heavy Smarker」と考えます。

きょう、私は東京に来るときに飛行機と電車で来たんですけど、そのときに「Heavy Smarker」がたくさんいてちょっと笑っちゃいましたね。これはきょう発表するのにめっちゃたくさんいるなと思って。そういうのが今の日本の現状なんだなってちょっと思いました。

(PP)

こちらの写真も見ていただきたいんですけど、この男の子は私の2歳のいとこなんですけど、スマホを触っています。寝そべりながら楽しそうにスマホを触っているんですけど、これはお母さんがiPhoneを使っていて、子供がこれを欲しがって、一度与えてしまったらしいんですね。そしたら、これはおもちゃになってしまったみたいで、この子供の。もうこのスマホを見ると「貸してくれ」という言葉しか出てこないみたいです。

彼のお気に入りには「Angry Birds」と「LINE POP」と「Temple Run」だそうです。

(PP)

これは、私が思うに、「スマートフォンに依存しているかも!?!」と書いているんですけど、「かも」ではなく、依存していますよね、確実に。これは誰が見てもそう思うと思います。

○佐々さん 次に、先ほど挙げた課題を誰が解決できるか高校生たちで考えてみました。

まず、企業さんたちには、バッテリーやフリーズの問題、個人情報などの情報漏えい、ゲームでの課金制度の改善などをお手伝いしてほしいです。

行政さんには、スマホの知識・使い方の教育、サイバー犯罪の増加の対策、個人情報などの漏えいの対策をしてほしいです。

また、私たち高校生自身で解決できることとして、ネット依存、人と直接話さなくなる、ゲームでの課金、ネットの情報に頼りすぎるなどが挙げられました。

(PP)

次に、「企業さんに助けてもらおう！」ということで、先ほど挙げた課題の解決法として、例えばメディアを使ってスマホの知識や課金について宣伝。今の状況だと、私たち高校生には余りスマホの知識や課金についてっていうのは余り伝わっておらず、こういうのはメディアとか、大人の力を使って、私たちにちゃんと伝えてほしいです。

また、スマホの正しい使い方セミナーを実施してほしい。小・中・高校生を対象としてネット世界の怖さを知ってもらう！

また、ウイルスに感染するとどうなるか？ というのを実際に体感してもらうというのが挙げられました。ウイルスに感染するとどうなるかというのは、私たち素人では想像できないし、体感なんてとても私ではできないので、そこはプロの企業さんたちにお任せしたいと思います。

(PP)

次に、「行政さんたちにも助けてもらおう！」。

親やまわりの大人への呼びかけを手伝ってほしいです。

親への教育として、親が子供が欲しがるからスマホを買うのか？ と疑問を持つようにしてほし

いです。

また、ルールを決める。スマホを使っていい時間、ダメな時間などを決めてみる!? こういうのはさっきも挙がっていたんですけど、ペアレンタルコントロールとって、親子で話し合い、保護者がフィルタリングに全てを委ねるのではなく、見守るという考え方で、親と子で話し合う機会を与えることにつながります。

○山下さん 次に、「学校や家庭と連携しよう!」ということで、例えば具体的にどういうものがあるのかといいますと、授業の一環として、高校生が小・中学生にスマホの使い方について呼びかけてみる。自分の、高校生の知っている範囲でもいいので、その自分の知っている知識と一緒に考えて、グループワークなどをして、スマホについて考えてみてはどうかということになりました。

それはなぜかといいますと、例えば大人、先生、教師の立場から小・中学生に言うよりも、私たち高校生のほうが小・中学生に身近な存在だと思うんですね。そういう意味で、身近な存在の高校生が小・中学生に呼びかけたり、一緒にグループワークをすることによって、よりスマホについての知識や印象が深まるのではないかなという結果になりました。

(PP)

最終的に高校生自身への提言として、「でも、結局は自分自身!」。

スマホを使うのは自分自身、自分たち高校生なので、かしこくスマホと付き合う方法を自分なりに考えてみよう! ということで、一番大切なことは、スマホについてきちんと考える時間をつくるということです。使い方であったり、課金のことであったり、あと、ネット上での発言の仕方などをもう一度、再確認して、全ての責任は自分にありますよということを再確認しましょうということです。

(PP)

そして、最後になりますが、安心・安全なネット社会をつくるためには、私たち高校生自身が軸となって、その周りに企業さん、家庭、学校、行政さんにお手伝いをいただきまして、安心・安全なネット社会を我々でつくっていきましょうということになりました。

以上です。

御清聴ありがとうございました。

○藤原座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの最終報告です。後ほど自由討論の時間は用意されておりますので、最終報告につきまして、御意見・御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

国分委員、どうぞ。

○国分委員 2歳の子供がスマートフォンをいじっているということで、子供のときからこういう携帯なりスマホを触っていると、何と言うか姿勢が悪くなると言いますか、台湾ではこういうものにのめり込む人のことを低い頭の族、低頭族と言うそうなのですが、なるほどうまいネーミングだなと思ったりするのですが、友達なりあなた方のところで、携帯を使い過ぎて肩が凝ったとか姿勢が悪くなったとか、何かそういうことはありませんか。

もう一つ、例えば携帯なりスマホを持って歩いていて、誰かにぶつかったとか、そういう経験は御本人なり周りの人ではありませんか。

以上です。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

山下さん、佐々さんいかがでしょうか。

○山下さん まず、私の2歳のいとこの話なのですけれども、この体勢を見た瞬間私もびっくりしまして、正直すごく笑ってしまったのです。2歳の子がこんな格好でスマホをいじっているのかと思ったらすごくおかしかったです。

私は熟議にも2年間参加していきまして、私のお婆であるこの子のお母さんに、絶対目が悪くなるし、健康に悪いからやめさせたほうがいいですよということをお伝えしましたら、今、頑張ってスマホを見せないようにしているということでした。

2つ目なのですけれども、肩凝りとか頭痛というのはよくあります。それは使い過ぎということだと思うのですが、以前、熟議に参加したときに疲れるという意見がありました。スマホを使っていて疲れるから、もっと疲れにくい形のスマホを出してほしいという意見もありました。

○佐々さん さっき言っていた道の真ん中でスマホをやっている人とぶつかるということなのですけれども、私は横浜の塾に通っていきまして、そこの塾に行く途中、横浜は人が多いじゃないですか、その人ごみのど真ん中でスマホをやっている人がいて、すごくぶつかるのです。何でこんなところでやるんだろうなというのがあって、道の真ん中でやっている人がいると迷惑だなとすごく思いました。

○藤原座長代理 ほかにはいかがでしょうか。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 お二人ともお疲れ様でした。私も高校生熟議をいろいろ御一緒させていただいていたのですけれども、ぜひ質問したいなと思ったのは、実はことしの4月から佐賀県では高校生全員にタブレットPCを持たせるという全国で初めての取組が行われるそうなのです。

もしも、皆さんに勉強とか調べものとかに自由に使えるタブレットPCが1人1台あったとしたら、皆さんのスマートフォンを使う量は同じだと思いますか、ふえると思いますか、減ると思いますか、というのを聞きたいのです。画面が大きければ肩凝りも少し緩和されるでしょうし、調べやすいというものもあると思うのです。ただ、画面が大きければ周りにのぞかれるということもやはりあると思うのです。ですから、そんな感じで高校生がもしタブレットを自由に使えたら、スマホはどう変わるのかなと思ってちょっと質問してみたいなと思いました。よろしくお願いします。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○山下さん 確かに、タブレットPCがあればスマホを使う時間は、私は減ると思います。なぜなら、私自身の話なのですけれども、インターネットとか調べものをするときはネットにつながります。そして、ブラウザで調べます。私がよく使うのはFacebookとかSkypeであったり、そういうもので結構時間を費やしてしまっているのです。メールとか電話はスマートフォンで十分なので、インターネット系は多分全てタブレットPCになると思います。

○佐々さん 私は余りタブレットに触ったことがないのでよくわからないのですが、多分私が今、使っているノートパソコンと同じような扱いになると減ると思います。スマホはただの携帯、ガラケーと同じ扱いでメールと電話が中心になって、インターネットをやるんだったらタブレットという感じでやると思います。

○藤原座長代理 ほかにいかがでしょう。植山委員、どうぞ。

○植山委員 植山です。どうもありがとうございました。

私は公立中学校でスクールカウンセラーをしているのですが、皆さんのように熟議に参加していらっしゃる方たちは、非常に興味も意識も高いと思うのですが、保護司の報告でもありましたが、関心の余りないお友達もいらっしゃるのかなと思うのです。そういう方たちの温度差をどのように解消しようと皆さんの中でお話しされているのかなということとか、正しい使い方を、講習会をというお話がありましたけれども、実は、子供たちだけではなくて、触ったことがない保護者はいっぱいいると思うのです。私も実はスマホを持っていないのです。でも、保護者と一緒にやれる機会というのは歓迎なのだろうか、それとも親がいると嫌なのだろうかということも伺いたいと思うのです。

というのは、特に思春期以降になると、今、リーフレットをつくってくださっていますけれども、これはより積極的に使って、コミュニケーションがうまくとりにくくなってくる親子関係等を円滑にするための積極的なツールになると思っているので、その意味も含めて、リアルな高校生の御意見はどうかと思うのですが、教えてください。

○藤原座長代理 どうもありがとうございました。

2問ありまして、1問はお二人とは違って、余り関心のないお友達等について、どう対処するかというお話と、お父さんやお母さんと一緒に講習という発想はいかがでしょうかという質問だったと思いますが、いかがですか。

○山下さん まず、1つ目の質問なのですが、実は私も熟議に参加する前は全然、全く何の関心もなかったのです。というのは、パソコンにも別に詳しくなかったですし、ただ携帯でメールや電話を友達とか親としていたぐらいだったので、私もそっち側にまだいるんじゃないかなと少々思っています。今はもう熟議でいろいろ知識も深まりまして、私ができることと言ったら、友達にこういうのがあって、スマホって実はこういうものなんだよと軽い感じで休憩時間とかに話したのです。そうしたら「えー」みたいな反応で、すごくそれが面白かったので、知識のある友達がどんどん教えていってあげたらいいんじゃないかなと思いました。

2つ目が、親と子供と一緒に講習会に参加したらどうかという話なのですが、私的には賛成だと思うのです。私とお母さんはLINEでやりとりをしているのです。怒られたときに自分から謝るのが嫌なときはLINEで謝ります。すごく便利だし、なかなかFace to Faceで話しにくいところもある面では、そういうツールを使って会話をすれば、多分親子関係もよくなるのではないかなと思います。

○佐々さん 私から1つ目の質問に関してですが、私も高校生熟議に参加するまでは、パソコンとかは趣味でやっている程度で、やっても個人に関することでTwitterとかは全くやっていなく

て、今でもやっていないのですけれども、ずっとやっていない子たちと一緒に遊んでいて、最近スマホを買ってもらったのですが、買ってもしその子たちとのやりとりは変わらず、私もTwitterとかはやらないようにするので、私は変わりません。

逆に私よりもスマホとかに関心がある子とかは、その子たち同士でTwitterの話とかはしますけれども、私たちやっていない組には余りその話は振らないように。ちょっと疎外感はありますけれども、やってない子たちもまだ全然いるので、今のところは不自由なく暮らせます。

2つ目の質問に関してですが、私も賛成です。親がわからないと自分も不安だし、子供だけが詳しくなって、親がわかっていないという状況は見ていてとても危なっかしいというか、親もやっぱり理解すべきだなと思います。

○藤原座長代理 ほかにいかがでしょうか。

私からも1つ伺うと、高校生が小中学生にスマホの使い方について呼びかける場をつくるというのは、ここでは出てこない発想だなと思って感心していたのですけれども、さらに具体的にこういうことをやってみたいということはいかがでしょうか。あるいはこうやれば小さな子供たちもよくわかってくれるのではないかとか。

○山下さん それに関して具体的にぱっと思いついたアイデアなのですけれども、さっきもグループワークというのを出させてもらったのですが、4人か5人くらいで私たちが今、やってきた熟議の内容のもうちょっとフランクな感じで、携帯について学びましょうという内容で、クイズにしたり、話し合いでどういうものなのかというのを考えたりとか、そういうゲーム感覚でやると小中学生も食いついてくれるのではないかなと思いました。

○佐々さん 実際に、私たち高校生が情報の授業で話をされるのですけれども、正直言って、教科書とかでべらべら並べられても印象に残らないんですよ。うちの学校でこういうふうに習っているんだよとぱっと出されたときに、そっちのほうに印象に残りますし、高校生の時点で文で並べられてわからないのだったら、小中学生なんてもっとわからないじゃないですか。だから、小中学生もそうしたほうがわかりやすいんじゃないかなとか、ぱっとわかりやすい形で私たちが教えられたらなと思います。

○藤原座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、このあたりで自由討論に移りたいと思います。ここでは高校生熟議での最終報告に限らず、本検討会で議論をしているような問題等、幅広く現役の高校生であるお二人と自由にお話しただくということを考えておりますので、どなたからでも御質問、あるいは御意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。高橋委員から、どうぞ。できたらそれぞれの委員の方々にお伺いしたいと思っております。

○高橋委員 私自身、熟議に参加させていただいて、高校生の皆さん方の意見が非常にユニークで、しかも真剣にやっているということで非常に感心したのです。きょうの報告の中にもありましたが、今まで情報教育というのを教育委員会のほうからいろいろな指示があってやっているのでしょう

けれども、こういった熟議的な情報教育というのが非常に中身としては濃いのではないか思うのです。

ですから、今回の熟議は何人かで人数が少なかったですが、各クラスでそれぞれ、1クラスが多過ぎれば半分ずつでもいいし、そういった形でこの熟議の手法をすごくいい形でもう一回学校の中で検討し直して、子供たちが自主的に自分たちの意思でいろいろな意見を出して、それに対して自分たちはどうすればいいか、きょうの反省点にもありましたように、そういったことが生まれてくるような情報教育というのも部分的に必要ではないかと。

特に一番感心したのは、小学生、中学生に自分たちでいろいろな話をしてあげたほうがわかりやすいのではないかと。私どももそうは思っているのですが、学校格差というのがあって、大学生の場合は一応単位制とかがあって、高校とかいろいろなところにボランティアで行った場合には、単位でどうですこうですという話はあるのですが、高校生の場合はそういった体制がなかなかない。

でも、できる学校があれば別に公立高校に限らず私立高校も含めて、こういった発想というのは非常にユニークだなと思うし、やはり高校生の力、やる気を満々と感じるすごくうれしい話だったので、こういったこともぜひ教育現場である特に文部科学省さんのほうは一致になって考えていただいて、どうすればいい形になるのか、それに対して各省庁で応援できる場所があれば、いろいろなことを応援していけばということです。

今まで目からうろこという感じで、指導しなきゃ、教育しなきゃ、教えなきゃ、守らなきゃというところを子供たちの発想から転換して、いろいろな取り組み方も今後変えていくことも1つの改善策かなと。非常にきょうはうれしく感じました。以上です。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

ただいまは御意見ということでよろしいですね。

続きまして、国分委員、お願いします。

○国分委員 高校生のお二人ではなくて、引率で来られた羽衣学園高校の米田先生にお伺いしたいのですが、こういう会議の場で子供たち自身のリテラシーの話のほかに、親御さん、保護者とか、先生という言葉が出てくるのです。やはり、学校格差という言葉の中には、学校に勤めておられる先生方のリテラシーの問題もあるのだと思うのですが、そのあたりについて、非常にお二人とも優秀な方で、そういう方々とおつき合する先生というのは幸せだなと思いますけれども、世の中全般を見てみると、必ずしも先生のレベルがそんなに高くない場所もあるものですから、そのあたりについてどう現状を捉えて、どうすべきだという御意見がもしございましたら、教えていただきたいと思えます。

○藤原座長代理 米田先生、お願いします。

○米田先生 私自身も先ほど自己紹介でお話しさせていただきましたのですが、週のメイン教科は情報ではもともとなかったのですが、やはりこういう時代になってきまして、情報という課目を教えさせていただいている立場なのです。本当に先生がおっしゃるとおりで、学校現場というところは割とネットと切り離された環境になっている部分というのはすごくあるところなんです。

参考になる部分でいきますと、例えば大阪府などでもそうなのですけれども、やはり学校の中から外へ出るということ自体がかなり限られていますので、学校毎に置いてあるパソコンというのは、企業さんももちろんそういう部分はあると思うのですが、学校の教員が持っている事務で使っているパソコンというのは、かなり外への制限が厳しくなっているというのが現状です。教頭先生とかによれば、最近ですとWi-Fiとかがあるので、2台、3台置いてやっているとか、実際に校務用、休み時間用とかで分けてやったりというのがすごくあるという部分も見られたりもしています。

ただ、それをやられている方はまだいいという感じですが、全くわからない方は、最近とにかくうちの研究会でも多い質問は、先ほど横の山下も言いましたけれども、LINEの問題です。とにかくLINEとかあのあたりはどうなっているのかが全くわからない。Facebookというのもそうなのですけれども、そういったいわゆるツールの部分から中に入っているソフトの部分、両方混乱している部分がありまして、まさに自分が持っていないことはなかなかわからないので、それは横に置いていく。特に私学の場合は携帯、スマホというのを持ち込み禁止にしている学校が多いので、そこから辺のところは触らなくてもいい部分が一方であるのです。禁止なので、一番楽な指導方法は、持ってきていたらそれを預かって、保護者に取りに来てもらって返すという手法をとれば一番簡単と言えば簡単。

ただ、先ほど尾花先生もおっしゃっていましたが、学校現場にいよいよタブレットとかが入っていくと、そういうわけにはいなくなってきた。教育現場に本当にこの数年で、Wi-Fiの環境も校内に入ってきましたしというところで、まさにきょうおっしゃったように、教員のほうへのいわゆる啓発ということは、本当に欠かせないものになってくると思います。

そういった意味で今回やっている熟議というのは、もとの質問に戻るのですけれども、いろいろな先生方というのがオブザーバーで見たりしてくださっています。公立の先生、私立の先生が来たときに、休憩時間とか、終わってからのときに、そういった先ほどお話したような会社さんに質問されているという姿がかなり今年は多かったです。

ということは、やはりいろいろな意味で産学連携であるとか、あるいは今回も文科省さんも総務省さんも内閣府の皆さんもいろいろ来ていただいて、見ていただいて、そこでの交流というのも教員の中でもありましたので、地道なところなのですけれども、そういうところで発信していけると言いますか、先ほど高橋先生もおっしゃってくれましたが、学校さんによってはそれを各学校でホームルームの時間とか、生徒会活動で取り入れている学校も出てまいりました。というところで、熟議という手法から、あるいはきょうお越しになっていますけれども、同じ主催・共催でありますEMAの教材、安心協さんの啓発のプログラムという形を学校の中に取り入れて、保護者を巻き込むという話で動いている学校も出てきましたので、やはりこういうことがあるということを高校生と同じなのですけれども、私たち教員というか研究会を初め、そういうことは地道なところなのですが、していかないといけないかなと思っています。

ちょっと補足ですけれども、本校では今、山下は高3なのですけれども、実は高2の授業の中で、小学生にネット社会を教えるにはどうしたらいいかという授業を3学期からやり始めています。

また、是非よければ御報告させていただきたいと思います。どういう案が出てくるのか楽しみにはしているのですけれども、またそういったところもお伝えしたいなと思っております。

以上です。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 高校生たちが、現状のプライベートの使い方について、熟議の中でいろいろと討論してくれまして、私が大変印象的だったのは、ウィルスがスマホに感染するということ。それを防ぐにはウィルス対策ソフトを入れればいいんだということを誰も教えてくれなかったから私たちは知らなかったと。知っていたら入れたのにと、熟議に参加してくれている一生懸命前向きに取り組もうとしてくれている学生さんたちでさえ、そう言っていたということは、まだまだ高校生も知らないことが多いということ再認識させられました。

それはプライベートな使い方なのですけれども、一方、高校生になると、大学に入ってから一気に環境が変わるわけです。毎回同じ発言になってしまっていますが、本当は高校生の中に大学や社会に出てから必要なものを教えるべきではないかなと私は毎回思っているのです。今、山下さんは高校三年生とおっしゃっていましたが、大学入学が決まると、自由に使えるパソコンやタブレットを持っていない場合は購入するようにと、学校から指定パソコンとかがあって、なおかつ授業を受けるときに例えば副読資料などは先生のサーバーに上がっていて、事前にダウンロードして、それを確認しながら授業を受けるとか事前に予習するとか、そういうスタイルが当たり前になっている今、高校の教科書がその現実に追いついていないというのが大変しっくりこない、いたし方ないと思うのです。こんなスマホの時代がまだ見えてくる前に、現在使われている教科書は多分検定をされていたと思います。3年、4年かかって教科書を見直すでは、情報に関しては現実問題として扱えない教科書しかできないという現状があると思うのです。

それに対して、生徒の皆さんにお伺いしたいなと、この熟議のこととは別として思うのは、先ほど佐々さんのほうから教科書も文字ばかりでというお話も出ていましたが、この教科書の情報教育を学んで高校を卒業して役に立つなど、もしも思ったことがあれば、逆にこんなことは役に立つと思いますよというのを教えていただきたいし、高校の教科書は勉強としてはやるけれども、私たちの将来に何の役に立つかわからないみたいな御意見があれば、素直にそこをちょっと教えていただいて、私たち側で変更できる場所は何かできないかなと思うので、ぜひよろしく願います。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

若干誘導的な質問でありますけれども、思うところを御自由にどうぞ。

○佐々さん 私はちょうどこの間、個人情報流出に関する授業をやったのですけれども、そのときは文字だけではなくて、先生が写真だけで写真の子たちの名前がばれていくみたいなページを見せてもらったのです。周りの子たちもいつも興味なさ気なのですけれども、そのときだけは、「えっホント」「マジで」みたいなリアクションを見せていて、やっぱりそういうもののほうが後々印象に残って役に立つだろうし、ほかの教科書でやっているのだと、どうしても頭に残らないので、役

に立つ、役に立たない以前に、まず頭に残らないのです。それが意味ないのではないかなと思いました。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

山下さん、何かございますか。

○山下さん 私が情報の授業を受けてきて思ったのが、羽衣学園では主にexcelとかwordとかパワーポイントというのを実際に使ってやる授業だったのです。そのexcelとかパワーポイントのモデル教科書とかを使っていたのですけれども、そういうものとかだったら、先ほど尾花さんが言ったように、大学とかで使うことが多くなるだろうと私も思っていました、そういうのはすごく役に立つと思うのです。ただ、情報のテストとかで筆記テストとかがあるのですけれども、それはまた別の教科書から出まして、何とかシステムを覚えなさいとか、サーバー名を覚えなさいとか、そういう難しい専門用語的なものを覚えるのは、全然全く知識もない私たちからしたら何だろうという感覚になります。

あと、例えば海外の子とつながったりするときにSkypeとかをやるのですけれども、それは個人的な話かもしれないのですが、初めは全然全くやり方がわからなかったのですけれども、学校のクラブ活動の中でSkypeを使う機会がありまして、そういうところで学んでいたというのもあるので、ほかのビデオ電話のツールであったり、そういうものを授業に入れていただけたらおもしろいかなと思いました。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど山下さんはLINEを使っておられるというお話だったのですが、もう1億超えましたから無視できない数なのですけれども、何かほかのサービスの利用等でLINEを使い始めてから変わったことはありますか。

○山下さん 変わったことは、まず携帯会社さんのネット回線を使ったメールが減ったということです。電話の回数も減りました。例えばLINEを使っている者同士だとチャットもできるし、電話も無料でかけられるのです。だから、他社同士だとすごくお金がかかってしまうというのがありまして、それをアプリを通じてやるのはすごい便利なので、多分高校生はほとんどLINEは使っていると思います。

○藤原座長代理 佐々さんのほうで何か補足はありますか。

○佐々さん 済みません、LINEをやっていないのであれなのですけれども、私自身は今、ガラケーと2台持ちなのですけれども、ガラケーだけで十分なのでLINEは一切使う気はしないなと思いました。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。設楽委員、別所委員、奥山委員何かございますでしょうか。

○設楽委員 お二人ともスマホが使われていると先ほど聞きましたけれども、皆さんの友達も使われている子が多いと思うのです。実際にはまっている人の中で、何かウィルスに感染してしまった

とか、あるいは知らない人からの誘いのメールが来たとかを経験している人は周りに結構いるのですか。スマホでもPCでもいいです。

○山下さん チェーンメールというものは、フィーチャーフォンの時代からはやっていたのですが、スマホになってからは私のところには全然来ません。ウィルスという話も全然聞きません。

○佐々さん 私は本当に最近スマホを買ったばかりで、友達にもメアドを教えていない状態なのでスマホのほうには来ないのですけれども、前にガラケーを使っていて一日に100件くらい迷惑メールが来たことがあるのです。そういうのは父親が詳しいし、結構気にしてはいたので、余りメアドは変なところへばらまかないようにしていたので、どこから漏れたんだろうなという経験はありました。1日に100件どんどん来るのでやっぱり怖かったです。

○設楽委員 先ほど報告会の資料を見させていただいて、実際に体験してみないと、というのが書いてあったので、怖いんだよと言われても実際に見ないとわからないと思うので、確かに大事なことだと思います。

○藤原座長代理 では、奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 個人的にはスマホも使っていないので、非常にガラパゴスのような情報の隔離された人間なのですけれども、ただパソコンとタブレットはWi-Fiを使って、普通の携帯を使っているという状況です。

皆様方の今のいろいろな経験をもとにした発表の内容から、現在既に親御さんは十分成人してからスマホが出てきた世代。今、発表された方々は17歳、18歳ぐらいの方々。スマホというものが普通になったのは5年くらいでしょうか、もうちょっと新しいかもしれませんが、それで、これは何だろうということでもかなり自分なりに非常に積極的に検討されているので、こういう我々の目からうるこの御発言であると思うのです。赤ちゃんをあやすのにスマホを使って絵本を読ませていますというのを、テレビなどで見たことがありますけれども、生まれたときにスマホが普通にあるという世代。3世代が共存している中で、やはり真ん中の世代の方が自己責任であるとか、脅威は何だとか、非常にはっきりおっしゃっていただいているのは心強い限りで、事業者の代表なので余り変なことは言えませんが、個人的なリテラシーの問題からすると、高校生、中学生の方にきちんとスマホの利用マナーであるとか、脅威であるとかをお教えして、大学生、社会人になったときには、自己責任を持って使えるようにという教育が非常に腑に落ちるような気がするのですが、多分皆さんがこれだけ自己意識を持っておられるのでこういう発言になるのであって、こんなのもうでもいいよという人たちには全く馬の耳に何とかとなるのかなという気もしますけれども、そういう努力はやらなければいけないのではないかなと思っていました。

単なる意見で申しわけありません。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

別所委員、あるいは植山委員、何かございますか。

○別所委員 熟議の中でいろいろな話をされたという話は、非常に参考になるなと思って聞かせていただきました。高校生がこういう活動をしていくというのは非常に有益だと思っているのですけれども、今後、いろいろなことをやっていく上で考えていただきたいことがあります。ここに並ん

でいる課題とか解決が実はここに書かれるまでもなく、大人の中で既に議論されていることだということなのです。

私はもともと文部科学省の熟議の一番最初の委員にもならせていただきましたし、幾つかの高校生熟議には参加させていただきましたけれども、高校生が持っている価値観というのは実は大人の価値観に非常に影響されていて、議論が大人の議論にやはり引きずられているのだと思っています。もう少し自由にいろいろなことを考えていただきたいと思っていて、そのためには高校生として現状をきちんと分析するというアプローチをとっておいていただけると一番いいかなと思っています。

課題の中に例えば情報漏えいとありますけれども、これは企業が情報漏えいするのではなくて、多分個人の自分で知らない情報、自分でした発信が個人の特長をされて情報漏えいとしてなっていくのだということの意味しているのだとすると、識別記号としての名前とか住所というのは、自分ではコントロールすることができなくて、社会に人が存在するためにいろいろな人たちに知られていくわけです。それとの結びつきというのは、友達がコントロールしていたり、親戚の人がコントロールしていたり、あるいは親がコントロールしていたりする。それが自分の別な情報との結びつきというのを、自分だけがコントロールできるわけではないというのが世の中の仕組みとしてあるところで、こういうインターネットというものが発達してきた中で、自分の情報を自分でコントロールできるつもりで投げてしまったのが実はそうではなかったという帰結だったりするので、そこはどうしてそうなってしまっているのだろうということを、それぞれの情報の性質とか、情報のコントロールのあり方に立ち返って、高校生として考えてみるというのは必要なかなと思っています。

この中にもう一つ、人と直接話さなくなると書かれています。スマートフォンの普及によって、いろいろな生活場面でスマートフォンを使うようになっていっているのですけれども、そこも少し分析して考えていただきたいのですが、統計資料として見ているだけなので、個人の実態としては個体差があると思っています。実は、テレビを見る時間は余り減っていないのです。スマートフォンを使っている時間は、自分の生活の時間の何を侵食しているのかということが大事かなと思っています。人と話す時間を侵食してスマートフォンになっているのか、それともそうではない別の時間に使っていたものを侵食してスマートフォンの時間に使われているのかということを中心に考えていくことが重要なのだと思っていて、スマートフォンでのコミュニケーションというのがかなりとられていますけれども、人と直接話さなくなるつまり人と話す時間を充てているということが、本当に生活実態としてあるのかということも把握しておく必要があるかなと思っています。

それから、これは多分男女差があると思うのですけれども、高校生というのは非常にコミュニケーション能力が発達して、人とのコミュニケーションに非常に多くの時間を割く世代だと思っています。大人になると仕事とか日常の生活のほうにとられていく時間があるので、コミュニケーションに割く時間というのは減ってくるのですけれども、高校生の時代というのは特に友達間のコミュニケーションを非常によく割きます。ただし、そこには実は男女差があって、男の子の場合と同じ

ようにコミュニケーションに割く時間がそれほどふえるのかというのはかなり微妙だと思っています。

先ほどタブレットの普及によってスマートフォンの利用がどう影響するのかという話がありましたけれども、これも別な統計資料でしか知らないのですが、全体的な傾向から言うと、男性と女性の差があります。それはコミュニケーションに割いている1日の時間の差というのがあらわれているのだと理解しているのですが、ここのところもちろんと事実関係というのを分析しておく必要があるのかなと思っています。

情報化の社会というのは、やはり自分できちんと考えていくことが重要なので、そのためには、人が言っていることとか、世の中にある意見が本当に正しいのかどうかということ、きちんとデータを見ながら実施していくことが大事だと思っていて、そういうことをベースに熟議というプロセスでいろいろな議論を重ねていただくと非常にもっともっといいものが出てくるのかなと思っています。

もう一つ、出口ですけれども、この中にいいアイデアがあって、先ほどからも何回か出ていますが、小中学生に高校生が教えてみるというアイデアがあります。これの一番大事なことはやってみるということです。アイデアとしてそういうことを出すのではなくて、そのアイデアを実際に実施していくことでいろいろなことがさらに勉強できたり、いろいろなものが得られるのだと思っていて、アイデアを出すということは誰でもできますけれども、実際にそれを実施してみることはなかなかできなくて、そここそが大事かなと思っています。

私どもは企業としていろいろな課題がありますので、ここに書かれている企業としてやってほしいことというものについては、できるものについてどんどんやっていきたいなと思っています。

ちなみにサイバー犯罪の増加のところの対策で、行政さんのところに書かれていますけれども、インターネットでビジネスをしている企業にとってもここは課題だと思っていますので、企業の課題だと考えていただいても差し支えないなと思っていますし、ネットの依存ということについても、もうちょっと企業としてやるべき取組というのをきちんと分析した上で取り組んでいきたいなと考えています。

ちょっと難しい話になりましたけれども、ぜひ、今後のことを考えて、そういうことも参考にしながら熟議というのを発達させていっていただければと思います。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

別所委員が最初に、識別記号が自己情報コントロール権の対象になるかという難しいお話をされましたが、山下さんや佐々さんのお名前とか、住所、電話番号等がお二人限りでコントロールできるものかどうかということ、お二人が世の中の人と接触していたり、データは御親戚が使ったり、友達が使ったり御両親が使ったりしている、そういった性質のデータが流れるということです。翻訳するとそんなところまで含めて問題を考えてくださいということです。

最後に植山委員、何かございますか。

○植山委員 感想めいたことにはなりますが、私は高校生の御発言を聞いてとても心強く思っているのですけれども、教育全般が子供たちを中心に考える教育と言われているのですが、学校現場

を見ておりますとなかなかそれができそうな現状にないわけです。それをするためには、かなり時間も労力も必要なのですが、ぜひ最も子供たちにとって関心のあるネットの問題を切り口にして、よりコミュニケーションのスキルアップとか、問題解決力のアップに活用できるような形で教材研究等もいければいいなど。そのときに、私はスクールカウンセラーの立場でおりますけれども、先生方、保護者の方も含めて、いろいろな方たちのチームでアプローチができることも考えていければなと思いました。

どうもありがとうございました。

○藤原座長代理 ありがとうございました。

ほぼ時間が尽きたのですが、こちらにきょうお座りの各省庁の方々から、この際高校生という御質問がございしたら1問だけまだ時間があると思うのですが、いかがでしょうか。もしございましたらということです。

よろしいですか。それでは、ここで自由討論を終了したいと思います。高校生のお二人、米田先生どうもありがとうございました。

ここで皆様に改めて最終報告及び自由討論を行っていただいた、山下美咲さんと佐々日向子さんに拍手をお送りいただきたいと思います。

(拍手)

○藤原座長代理 それでは、議題5、その他でございますけれども、今後の予定につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○山本参事官 今後の予定でございますが、次回の検討会につきましては、本年4月ごろ、25年度に入りましてから開催させていただきたいと考えております。議題としましては、平成24年度におけます関係省庁の取組についてフォローアップすることを予定してございます。本日、議題1で御議論いただきました定量的な検証を活用しまして、各施策の実施状況について御報告をさせていただきたいと存じます。なお、具体的な日程につきましては、改めて調整をさせていただきます。

以上でございます。

○藤原座長代理 ありがとうございます。

以上で、本日予定されておりました議題は全て終了いたしました。これをもちまして、第16回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了いたします。

御多忙の折、長時間にわたり御審議いただきまことにありがとうございました。これで終了いたします。